京都地区教職課程研究連絡協議会　2021年度第2回教員免許事務勉強会　資料

●：小野のコメント・見解

１．今回改正された省令等

■教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年文部科学省令第35号）〈８月４日公布〉

■教職課程認定基準（平成13年７月19日教員養成部会決定）〈８月４日一部改正〉

■課程認定審査の確認事項（平成13年７月19日課程認定委員会決定）〈８月４日一部改正〉

■教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）〈８月４日一部改正〉

■教職課程コアカリキュラム（令和３年８月４日教員養成部会決定）

２．今回改正された省令等に関する通知・資料等

（１）教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

（令和３年８月４日付３文科教第438号＜本資料においては[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)と表記＞）

添付資料

別添１「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和３年文部科学省令第35号）

別添２教職課程認定基準（平成13年７月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添３教職課程認定審査の確認事項（平成13年７月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添４教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添５「教職課程コアカリキュラム」（令和３年８月４日教員養成部会決定）

参考資料１「教員養成フラッグシップ大学構想について」

参考資料２「教職課程におけるＩＣＴ活用に関する内容の修得促進に向けた取組」（概要）

参考資料３「教職課程における教師のＩＣＴ活用指導力充実に向けた取組について」（令和２年10月５日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）

|  |
| --- |
| ○上記別添２と（２）の別添１の改正を溶け込ませた改正後の「教職課程認定基準」が（２）の別添２となる。  ○上記別添３の改正を溶け込ませた改正後の「課程認定審査の確認事項」が（２）の別添３となる。  ○上記別添４の改正を溶け込ませた改正後の「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」が（２）の別添４となる。 |

（２）複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正等について

（令和３年８月４日付事務連絡）

別添１ 教職課程認定基準（平成13年７月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添２ 教職課程認定基準（平成13年７月19日教員養成部会決定）（令和３年８月４日現在版）

別添３ 教職課程認定審査の確認事項（平成13年７月19日教員養成部会決定）（令和３年８月４日現在版）

別添４ 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）（令和３年８月４日現在版）

参考資料１ 義務教育特例を適用した場合の開設の一例

参考資料２ 小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

（３）教育職員免許法施行規則の改正に伴う事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に係る授業科目の開設等に関する変更届の提出について

（令和３年８月27日付事務連絡＜本資料においては[令和３年８月27日付け事務連絡](https://www.dropbox.com/s/rr9ksj9l91zxrqb/%EF%BC%88210827%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%80%8C%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%80%9A%E4%BF%A1%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E7%90%86%E8%AB%96%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E7%A7%91%E7%9B%AE%E3%81%AE%E9%96%8B%E8%A8%AD%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%A4%89%E6%9B%B4%E5%B1%8A%E3%81%AE%E6%8F%90%E5%87%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf?dl=0)と表記＞

別添「事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に係る授業科目の開設等に関する変更届提出要領」

（４）令和３年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会資料

（令和３年９月10日開催説明会＜本資料においては[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)，[説明会資料４](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_05.pdf)と表記＞）

【資料１】教職課程を取り巻く現状について

【資料２】教員養成フラッグシップ大学構想について

【資料３】教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等の改正について

【資料４】教育職員免許法施行規則の改正等に伴う変更届等に関する留意事項について

【参考資料１】障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について（事務連絡）

【参考資料２】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）

【参考資料３】教員養成フラッグシップ大学の公募について（通知）

【参考資料４】教員養成フラッグシップ大学の指定大学における教職大学院の共通５領域の必修単位数の弾力措置について（事務連絡）

３．改正内容と対応事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改正内容 | 対応事項 | 対応期限 |
| ①小・中・高の免許状における「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（以下、「ＩＣＴ事項科目」という）の必修化（１単位以上） | 小・中・高の認定課程を有する大学・短大は変更届の提出が必要 | 令和４年２月  または  令和５年２月 |
| ②小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更／ＩＣＴ事項の証明欄を新設 | 小・中・高の認定課程を有する大学・短大は学力に関する証明書の表記を変更 | 令和４年３月（令和４年４月１日発行分から対応） |
| ③免許法施行規則第66条の６の科目の「情報機器の操作２単位」を「数理、データ活用及び人工知能に関する科目２単位又は情報機器の操作２単位」に変更 | 幼・小・中・高・養護・栄養の認定課程を有する大学・短大は学力に関する証明書の表記を変更 |
| ④教職実践演習の授業方法の見直し | 幼・小・中・高・養護・栄養の認定課程を有する大学・短大はＩＣＴを活用した授業内容とする。 | 令和４年３月  （令和４年度開講科目から対応） |

４．今回の改正による呼び名（新法・旧法）

●　明示されていませんが、「新法新規則」という呼び方が適当であるのではないかと考えます。

旧法・新法というのは法律が変わったときに使われる表現になります。今回の改正は教育職員免許法施行規則（文部科学省令）の改正であり法律（教育職員免許法）の改正は行われていません。同様の事例として旧法（平成10年改正法）時に総合演習が必修科目であった課程（平成21年度入学生まで）のことを当時新法旧規則、総合演習に代わり教職実践演習が必修科目となった平成22年度以降入学生の課程を新法新規則とよんでいましたのでそれと同様と考えます。

５．改正後の省令等の条文

（１）教育職員免許法施行規則（令和3年改正分反映）《主にICT事項科目関係部分抜粋》

①幼稚園

第２条　免許法別表第１に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専  修  免  許  状 | 一  種  免  許  状 | 二  種  免  許  状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 領域に関する専門的事項 | 16 | 16 | 12 |
| 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 10 | ６ |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | ４ | ４ | ４ |
| 幼児理解の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | ５ | ５ | ５ |
| 教職実践演習 | ２ | ２ | ２ |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 38 | 14 | ２ |
| 備考  一・二　《略》  三　教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に限る。第９条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は１単位以上を修得するものとする（次条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第９条及び第１０条の表の場合においても同様とする。）。  四～十二　《略》  十三　保育内容の指導法に関する科目のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。）に係る部分に限る。次条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第１項、第４条第１項、第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもってあてることができる。  十四・十五　《略》 | | | | | | |

②小学校

第３条　免許法別表第１に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専  修  免  許  状 | 一  種  免  許  状 | 二  種  免  許  状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 30 | 30 | 16 |
| 各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 10 | ６ |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10 | 10 | ６ |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術 |
| **情報通信技術を活用した教育の理論及び方法** |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | ５ | ５ | ５ |
| 教職実践演習 | ２ | ２ | ２ |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 26 | ２ | ２ |
| 備考  一　《略》  二　各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに**情報通信技術を活用した教育の理論**及び方法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。  三　《略》  四　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は２単位以上、二種免許状の場合は１単位以上修得するものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。  四の二　**道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、１単位以上を修得するものとする（次条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。）。**  五・六　《略》 | | | | | | |

③中学校

第４条　免許法別表第１に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専  修  免  許  状 | 一  種  免  許  状 | 二  種  免  許  状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 28 | 28 | 12 |
| 各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10  (6) | 10  (6) | 6  (3) |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10  (6) | 10  (6) | 6  (4) |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術 |
| **情報通信技術を活用した教育の理論及び方法** |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5  (3) | 5  (3) | 5  (3) |
| 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 28 | 4 | 4 |
| 備考  一～四　《略》  五　各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに**情報通信技術を活用した教育の理論及び方法**は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。  六～九　《略》 | | | | | | |

④高等学校

第５条　免許法別表第１に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専  修  免  許  状 | 一  種  免  許  状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 24 | 24 |
| 各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10  (4) | 10  (4) |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の時間の指導法 | 8  (5) | 8  (5) |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術 |
| **情報通信技術を活用した教育の理論及び方法** |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 3  (2) | 3  (2) |
| 教職実践演習 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 36 | 12 |
| 備考  一　《略》  二　各教科の指導法（**情報通信技術の活用**を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに**情報通信技術を活用した教育の理論及び方法**は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。  三～七　《略》 | | | | | |

⑤第６６条の６

第66条の６　免許法別表第１備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法２単位、体育２単位、外国語コミュニケーション２単位並びに**数理、データ活用及び人工知能に関する科目２単位**又は情報機器の操作２単位とする。

⑥経過措置

附　則

１　この省令は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１条中教育職員免許法施行規則第２条表備考第14号及び第15号、第５条表備考第七号、第７条、第10条の２、第11条、第11条の２、第16条第５項並びに第21条の２の改正規定並びに第３条は公布の日から施行する。

２　令和４年３月31日において教育職員免許法別表第１備考第五号イに規定する認定課程を有する大学若しくは別表第１備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第２欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和４年３月31日までに第２欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第１、別表第３から別表第５、別表第８又は附則第５項の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第３条第１項、第４条第１項又は第５条第１項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第２欄に掲げる科目の単位については、同表の第１欄に掲げる科目の単位とみなす。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１欄 | 第２欄 |
| この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。） | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。） |

（２）改正教職課程認定基準（令和3年改正分反映）《ICT事項科目関係部分抜粋》

４－８ 授業科目を共通に開設できる場合の特例

（２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

ⅰ）以下に掲げる科目については、**幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる**。

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の**教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）**又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

（３）改正課程認定審査の確認事項（令和3年改正分反映）《ICT事項科目関係部分抜粋》

２　教育課程関係

（４）施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（**情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く**）。

（５）「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること

② 各事項において（7）①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと

③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること

④ **情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること**

３　教員組織関係

（５）**小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」、「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。**

（４）教職実践演習の実施に当たっての留意事項

３．授業方法

○　授業の方法は演習を中心とし、**ICTを積極的に活用**すること。

○　役割演技（ロールプレーイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。**また、その際、学生がICTを活用し取り組む内容とすることが望ましい。**

（５）教職課程コアカリキュラム

掲載は省略。詳細は[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・別添資料５を参照。

６．科目開設にあたって

（１）単位数

１単位以上

▼教育職員免許法施行規則第３条備考第４号の２

|  |
| --- |
| 四の二　**道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、１単位以上を修得するものとする（次条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。）。** |

→次条（中学校）、第５条（高等学校）

（２）開設方法（科目の立て方）

●　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目内の他の事項とあわせて１科目とすることができます。

●　通常、施行規則において修得単位数が規定されている事項については、１つの事項で１科目を構成しなければならないと規定されていました（令和３年８月改正前まで）。しかしＩＣＴ事項科目についてはその例外とする規定が今回の改正により規定されました。

→施行規則において修得単位数が規定されている事項

・道徳の理論及び指導法（小・中）〈教育職員免許法施行規則第３条表備考第４号〉

・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解〈教育職員免許法施行規則第２条表備考第３号〉

▼課程認定審査の確認事項

|  |
| --- |
| ２　教育課程関係  （４）施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（**情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く**）。  （５）「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。  ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること  ② 各事項において（7）①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと  ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること  ④ **情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること** |

○　シラバスを作成する際は、１単位分以上の時間数の確保だけでなく、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に関する内容が授業計画を通じて全体として含まれているか留意の上、内容を検討してください。（[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・10頁）

●コアカリキュラム対応表は変更届においては提出書類となっていないため提出不要。

◆コアカリキュラムと免許状授与の関係（[手引き](https://www.mext.go.jp/content/20201218-mxt_kyoikujinzai02-000003171_01.pdf)Ｑ＆Ａ・No.26）

|  |
| --- |
| Ｑ　他大学の新課程で科目の単位を修得した学生を新課程の大学が受入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。  Ａ　**免許法及び同法施行規則において、教職課程（外国語（英語））コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていない**ため、既修得単位とコアカリキュラムの対応関係まで受け入れた大学が確認しなければならないものではない。 |

（３）科目名称例

①ＩＣＴ事項科目の単独開設の場合

（[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・17頁）

|  |  |
| --- | --- |
| ○情報通信技術の活用  ○情報技術活用論  ○教育とＩＣＴ活用  ○ＩＣＴ活用の理論と方法 | ○ＩＣＴ活用の理論と実践  ○教育におけるＩＣＴ活用  ○教育現場でのＩＣＴ活用  ○授業におけるＩＣＴの活用 |

（[８月27日付け事務連絡](https://www.dropbox.com/s/rr9ksj9l91zxrqb/%EF%BC%88210827%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%80%8C%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%80%9A%E4%BF%A1%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E7%90%86%E8%AB%96%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E7%A7%91%E7%9B%AE%E3%81%AE%E9%96%8B%E8%A8%AD%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%A4%89%E6%9B%B4%E5%B1%8A%E3%81%AE%E6%8F%90%E5%87%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf?dl=0)・別添２－１）

○情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

②事項「教育の方法及び技術」と併せて開設する場合

（[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・17頁）

○教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）

（[８月27日付け事務連絡](https://www.dropbox.com/s/rr9ksj9l91zxrqb/%EF%BC%88210827%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%80%8C%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%80%9A%E4%BF%A1%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E7%90%86%E8%AB%96%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E7%A7%91%E7%9B%AE%E3%81%AE%E9%96%8B%E8%A8%AD%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%A4%89%E6%9B%B4%E5%B1%8A%E3%81%AE%E6%8F%90%E5%87%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf?dl=0)・別添２－２）

○教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）

（４）開設方法（他学科・他校種等との合同開講）

▼教職課程認定基準

|  |
| --- |
| ４－８ 授業科目を共通に開設できる場合の特例  （２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  ⅰ）以下に掲げる科目については、**幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる**。  ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の**教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）**又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分 |

○　幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、小・中・高の課程と事項名は異なるが、従前の事項名やコアカリキュラムが同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、１単位以上の授業時間と内容の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高との共通開設が可能

→幼・養護・栄養も小・中・高のＩＣＴの事項内容を修得することとなるため、幼・養護・栄養の課程でもＩＣＴ指導力の充実を図ることができる（[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・11頁）

他学科・他校種等との[合同開講案](https://www.dropbox.com/scl/fi/hfyxw01sr7jsgdhg31eeq/.xlsx?dl=0&rlkey=ux4mgqhjdm4v5g473bos9a200)については次頁に掲載



（５）担当教員

▼課程認定審査の確認事項

|  |
| --- |
| ３　教員組織関係  （５）**小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」、「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。** |

◆[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・10頁

|  |
| --- |
| ③「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること。 |

７．経過措置

（[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・14頁）

|  |
| --- |
| 改正規則附則第２条により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を改正後の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に読み替えることとなるため、以下の場合、改正後の科目の単位を新たに修得する必要はない。  ①　令和４年31日において、課程認定大学等に在学（科目等履修生として在籍）している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得しようとする者  ②　令和４年３月31日までに、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の科目を修得した者 |

▼教育職員免許法施行規則

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 附　則  １　この省令は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１条中教育職員免許法施行規則第２条表備考第14号及び第15号、第５条表備考第七号、第７条、第10条の２、第11条、第11条の２、第16条第５項並びに第21条の２の改正規定並びに第３条は公布の日から施行する。  ２　令和４年３月31日において教育職員免許法別表第１備考第五号イに規定する認定課程を有する大学若しくは別表第１備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第２欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和４年３月31日までに第２欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第１、別表第３から別表第５、別表第８又は附則第５項の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第３条第１項、第４条第１項又は第５条第１項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第２欄に掲げる科目の単位については、同表の第１欄に掲げる科目の単位とみなす。 | | |  |
|  |  | 第１欄 | 第２欄 |  |
| この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。） | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。） |
|  | | | | |

◆[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・７頁

|  |
| --- |
| （４）経過措置規定  （教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第２項及び第３項）  ア）令和４年３月31日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関（以下「課程認定大学等」）に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととすること。  イ）令和４年３月31日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととすること。  ウ）《略》  エ）上記ア）イ）の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。 |

◆[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・10頁

|  |
| --- |
| ④ 改正省令の附則第２項及び第３項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。 |

●　在籍が途切れることなく複数年の科目等履修を行い、その最終在籍満了日をもって卒業とみなすかは不明です。なお、令和３年度中に現行科目の単位を修得した場合は経過措置の対象となります。

●　編入生・転入生は新規則の適用になるかどうか不明です。

８．数理、データ活用及び人工知能に関する科目

▼教育職員免許法施行規則

|  |
| --- |
| 第66条の６　免許法別表第１備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法２単位、体育２単位、外国語コミュニケーション２単位並びに**数理、データ活用及び人工知能に関する科目２単位**又は情報機器の操作２単位とする。 |

◆[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・10頁

|  |
| --- |
| ①　大学においては、免許法施行規則第66条の６により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を設置する場合は、[数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度実施要綱](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00002.htm)（令和３年２月24日。文部科学大臣決定。）により「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなることに留意して科目の設定をするとともに、設定に当たっては認定がなされたものであることを証明する書類とともに届出を行うこと。 |

◆[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・19頁

|  |
| --- |
| Ｑ１:「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度」の申請手続スケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。  Ａ１:当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和３年８月４日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。 |

●　66条の６に定める科目は変更届において届け出ていない科目であっても、大学の判断により、証明可能という性格を有しています（教科及び教職に関する科目等別表第１・第２・第２の２の第３欄に規定されている科目についてはそのようなことはできず、かならず課程認定申請時に申請した科目または変更届において届け出た科目しか証明できません）。

しかし、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」については上述のＱ＆Ａからも認定後以降しか活用できないという扱いになるので、認定より前に単位修得した場合は、66条の６の科目として証明できないということになります。

◆[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・10頁

|  |
| --- |
| ②　免許法施行規則第66条の６の科目の単位の修得にあたっては、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」２単位又は「情報機器の操作」２単位のいずれかを修得することが求められることになるが、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」が設置されている大学においては、在学する学生に対して積極的に当該科目を修得させることが望ましいこと。 |

●　「または」とあるので修得は義務づけられていません。

◆[説明会資料３](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・19頁

|  |
| --- |
| Ｑ２:本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は１単位の科目である。この１単位の科目と「情報機器の操作」１単位を併せて２単位の修得とすることは可能か。  Ａ２:免許法施行規則において、「数理科目２単位又は情報機器の操作２単位」と規定しているため、いずれかで２単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて２単位の修得とすることはできない。 |

９．学力に関する証明書

●　今回の経過措置においては、旧規則での単位を修得すると新規則の単位に自動的にみなされることになります。そのため令和４年４月１日以降発行分の学力に関する証明書においては旧規則の科目名で証明することがなくなるため、様式はすべて新規則での様式を用いることになります＜[様式案](https://www.dropbox.com/scl/fi/awlcwdil1v8489hk5fyap/.xlsx?dl=0&rlkey=ptoqzljxm8xq495yjjh773zpx)＞。

◆[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・10頁

|  |
| --- |
| ③　改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。 |

●　旧規則の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を新規則の単位として自動的に読み替えの対象となるのは、令和４年３月31日において在学する者で卒業までに修得した者と、「令和４年３月31日までに第２欄に掲げる科目の単位を修得した者」となっています。「令和４年３月31日までに第２欄に掲げる科目の単位を修得した者」というのは「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得が義務化された平成２年度以降入学生までさかのぼるものではありません。新法下において修得した者に限られるので令和元年度入学生から令和３年度入学生に限られます。旧法以前において修得している場合は、平成29年改正規則による読み替えを行ったうえで今回の改正付則第２条を適用することになると考えます。

▼教育職員免許法施行規則

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附　則（平成29年11月17日文部科学省令第41号）  （施行期日）  １　この省令は、平成31年４月１日から施行する。〈以下略〉  （経過措置）  ２　（略）  ３　新法別表第１から別表第８まで、附則第５項、第17項及び第18項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第１欄に掲げる免許状の種類に応じ、第３欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第２欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。 | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  |  | この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目 |  |
|  | 小学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  |  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 中学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 高等学  校教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 養護教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 栄養教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
| ４～８　（略） | | | | |

10．変更届

（１）提出期間

◆[説明会資料４](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_05.pdf)・３頁

|  |
| --- |
| ○令和４年２月末までに提出  令和４年度に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を取り扱う授業科目を開設等する場合  ○令和５年２月末までに提出  令和５年度以降「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を取り扱う授業科目を開設等する場合  ※ 令和５年度以降の開設であっても、令和４年２月末までに提出することは可能。  ※ 該当の大学はどちらかの期間において、必ず提出することを要する。 |

●　上記提出時期や開講年次については、10月に実施される調査回答時までには決定する必要があります。

◆[説明会資料４](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_05.pdf)・３頁

|  |
| --- |
| ⑤今後の予定  令和３年10月　ＩＣＴ事項科目の開設等に関する変更届の提出時期に関する調査（回答期限は令和３年12月下旬を予定）  ＜調査項目＞  大学等名、ＩＣＴ事項科目を開設する学部学科等名、変更届の提出時期、該当授業科目の開設年度 等  ※大学等は本調査の回答に示す年度の提出期限までに必ず変更届を提出すること。 |

（２）提出書類

◆[令和３年８月27日付け事務連絡](https://www.dropbox.com/s/rr9ksj9l91zxrqb/%EF%BC%88210827%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%80%8C%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%80%9A%E4%BF%A1%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E7%90%86%E8%AB%96%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E7%A7%91%E7%9B%AE%E3%81%AE%E9%96%8B%E8%A8%AD%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%A4%89%E6%9B%B4%E5%B1%8A%E3%81%AE%E6%8F%90%E5%87%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf?dl=0)・２頁

|  |
| --- |
| 《提出書類》  ・かがみ  ・変更一覧表  ・新旧対照表（科目の新設や授業内容の変更、教員の変更・追加等がない場合も提出すること。）  ・対象科目のシラバス（科目の新設や授業内容の変更がない場合も提出すること。）  ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（担当教員に専任教員を追加する場合のみ提出すること。教育研究業績書には、今回変更届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）  ※新旧対照表は、小学校教諭の課程、中学校・高等学校教諭の課程ごとに作成すること。  ※シラバスは、事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に係る授業科目のみ提出すること。  例：改正前の事項「教育の方法及び技術（情報技術及び教材の活用を含む。）」から事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する部分取り出して新設科目を開設した場合  ➡新設科目のシラバスのみ提出し、改正後の事項「教育の方法及び技術」に係る授業科目のシラバスは提出不要。  ※各様式は、本事務連絡に添付する様式を使用すること。 |

●　通常の変更届同様に、専任教員が担当しない場合は、履歴・研究業績書の提出は不要。

●　記入例にはＩＣＴ事項科目以外の全科目も記載する形となっています。しかし、各年度２月末届出においてはＩＣＴ事項科目以外の変更事項についてはシラバス等の提出は不要です。

以下不明点であるため推測

１）新旧対照表の記載

◆[令和３年８月27日付け事務連絡](https://www.dropbox.com/s/rr9ksj9l91zxrqb/%EF%BC%88210827%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%80%8C%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%80%9A%E4%BF%A1%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E7%90%86%E8%AB%96%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E7%A7%91%E7%9B%AE%E3%81%AE%E9%96%8B%E8%A8%AD%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%A4%89%E6%9B%B4%E5%B1%8A%E3%81%AE%E6%8F%90%E5%87%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf?dl=0)・６頁

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （３）新旧対照表  《略》  ・新旧対照表の「変更内容等」欄の記載については以下の表により記載すること。 | | | |
|  | 変更する内容 | 「変更内容等」欄の記載 |  |
| 教員（専任・兼担・兼任教員）を追加する場合 | 教員追加 |
| 教員（専任・兼担・兼任教員）を削除する場合 | 教員削除 |
| 教員（専任・兼担・兼任教員）を変更する場合 | 教員変更 |
|  | | | |

●　変更届においては兼担・兼任は空白になるので「変更内容等」欄に記載は不要では。。

２）届出手順に関する内容

●　ＩＣＴ事項新設に伴う２月提出の変更届においては、総単位数や専任教員数の基準を満たしているかを確認するために仮にＩＣＴ事項科目以外の科目についても変更が予定されていたとしても新旧とも同じ内容を書く（たとえ今年度末で退職教員がいたとしても）。

●　３月末の通常の変更届の締め切り時にはＩＣＴ事項はすでに新設として届け出ているため（２月に提出した変更届は有効として受理したという扱い）、新設とならず（ＩＣＴ事項科目の欄は旧欄に２月に届け出た内容、新欄も旧欄と同じ記載をする〈ここでの変更は認められない〉）。ＩＣＴ事項以外の変更について記載する。つまり同一年度に２回変更届を提出するということになる。

●　次の２月の提出は見送り、令和５年２月に提出する場合、今年度末の通常の変更届を提出するにあたってＩＣＴ事項科目の欄は空白でよいのか。。。総単位数を満たさない届出になるので届出としては不適切なものになる。そのため今年度末にＩＣＴ事項科目以外において変更が生じる場合は、ＩＣＴ科目の来年２月届出は必須のものとなる。

（３）教職実践演習

◆（[令和３年８月４日付け通知文](https://www.dropbox.com/s/v8qhpk377jktmzq/21_08_04_%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%96%BD%E8%A1%8C%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E9%80%9A%E7%9F%A5%EF%BC%89.pdf?dl=0)・11頁）

|  |
| --- |
| 大学等においては、「教職実践演習」におけるＩＣＴの活用場面として、教員としての表現力や授業力等を身に付けているか確認するための模擬授業での活用などが考えられること。なお、授業科目のシラバスを変更するだけの場合は、認定課程の変更届は不要であること。 |

以　上